破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４１０６号
札幌市東区北38条東13丁目３番25―401号
債務者　秋元　敦子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５０号
札幌市手稲区富丘１条７丁目10番２号
債務者　齋藤　真弓
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６８号
札幌市北区屯田９条３丁目２番１―103号
債務者　齊藤　香世（旧姓隅田）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９２号
札幌市東区中沼西５条１丁目１番21号　エル・フリージア201
債務者　櫻田　　誠
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９４号
札幌市北区篠路７条４丁目１番22号　コーポ田村102号室、住民票上の住所札幌市西区発寒11条１丁目９番30―707号
債務者　伊藤　和博
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９５号
札幌市西区発寒11条１丁目９番30―707号
債務者　伊藤　佳子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０４号
札幌市東区北25条東10丁目２番12号　グラシア25―205号
債務者　富澤　正人
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１３号
札幌市豊平区月寒東４条19丁目５番14号　ウエストリバー２Ｆ
債務者　林　　隆司
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６７１号
札幌市中央区北４条西24丁目２番１―202号
債務者　石井亜矢子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６７５号
北海道千歳市北信濃682番地の２
債務者　松尾　愛美
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６８８号
札幌市南区藤野５条３丁目11番16号
債務者　森川美峰子（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１４号
札幌市西区八軒９条東１丁目１番13号　八軒ガーデンヒルズＡ―106号
債務者　松高　哲郎
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２７号
札幌市北区北20条西２丁目２番38―101号
債務者　古屋　豊博
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３４号
札幌市西区山の手２条５丁目５番23号　カサデューク山の手ⅡＢ―102号
債務者　星　　京介
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５３号
札幌市手稲区曙６条１丁目２番12号
債務者　小畑由佳利（旧姓大宅）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５７号
北海道江別市緑町西１丁目54番地の２　グリーンパークマンション105号
債務者　浅師　清隆
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７６４号
札幌市南区石山２条５丁目１番19号
債務者　鈴木　　敦
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部